

公立小・中・義務教育学校臨時の任用職員の募集について

岐阜県教育委員会

1 募集の職種 県内の公立小・中・義務教育学校の臨時的任用職員

※常勤講師、養護助教諭、臨時主事（事務職員）及び臨時技師（学校栄養職員）

2 採用期間 原則として、1月間から1年間

3 登録資格

- (1) 必要とする教員免許状を所有する者（取得見込みも可）
- (2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者

4 登録方法 下記のホームページの「臨時の任用職員の募集について」の「電子申請」より、希望する地区の入力フォームに必要事項を入力し、以下の手順で申し込む。

- (1) 電子申請には登録者自身のメールアドレスが必要となります。
- (2) 自身のメールアドレスを入力後、送信すると<no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp>よりメールが届きます。予め迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をお願いします。
- (3) 届いたメールに掲載されたURLより申請（入力）を行います。
- (4) 以下の書類については、申込（入力）の際に必要となります。
 - ・証明書の顔写真（画像データ、縦・横の比率は4対3とすること）
- (5) 入力した情報により作成された申込書は担当教育事務所にて印刷し、申請者の基礎データとして管理されます（申請者本人は申込書の形での印刷はできません）。事前に申込書見本を印刷し、手元に置きながら申込（入力）してください。
- (6) 電子申請ができない方は、登録を希望する教育事務所に問い合わせてください。

※HPアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/173233.html#shouchuugakkou>**5 登録の問い合わせ先**

県内各地区的教育事務所学校職員課までご提出ください。

(小・中・義務教育学校の臨時主事（事務職員）、臨時技師（学校栄養職員）についても、各教育事務所学校職員課にて受け付けています。)

事務所	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜教育事務所	〒500-8384	岐阜市藪田南5-9-1 岐阜県総合教育センター第3棟1階	058-278-3056
西濃教育事務所	〒503-0838	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
美濃教育事務所	〒501-3756	美濃市生柳1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
可茂教育事務所	〒505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
東濃教育事務所	〒509-7203	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
飛騨教育事務所	〒506-8688	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111

6 注意事項

- (1) 講師の採用については、学校において講師の必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、登録者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。
- (2) 登録の有効期間は1年間です。4月からの勤務をご希望の場合は、毎年、12月末までに登録申込の登録が必要です。
- (3) システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込をしてください。
- (4) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- (5) 申込の際に必要となる顔写真をアップロードするデータは、ハードディスク等に保存してあるものを使用してください。（クラウド上にあるデータをアップロードすると、エラーとなります。）
- (6) 申込は全て電子申請にて完了するため、申込に際して担当課に郵送していただく書類等はありません。
- (7) 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。

7 その他

- ・本業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※ 「特定性犯罪」の例

不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など（詳しくは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）をご参照ください）。